

事務連絡
令和3年5月17日

都道府県・指定都市・中核市
動物愛護管理主管課（室）長 殿

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室長

特定動物に係る法令遵守、逸走防止の徹底について（周知）

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、今般、神奈川県横浜市において、特定動物の飼養許可に基づき個人宅で飼養されていたアミメニシキヘビが逸走し、現在でも行方不明の状態です。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の改正に伴い、昨年6月から新たな特定動物の愛玩飼養は禁止されたところではありますが、法令に基づき特定動物の適切な飼養管理が行われない場合、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれを生じ、特に飼養者本人だけでなく周辺住民も人身事故の危険にさらすことは言うまでもありません。

つきましては、特定動物の飼養及び保管の禁止、許可の基準の適切な運用、並びに特定動物飼養者等における法令遵守、適切な飼養管理及び逸走防止対策について、改めて周知徹底いただきますようお願いいたします。また、立入検査の際は、許可された内容との整合、飼養施設の状況を十分に確認するようお願いいたします。

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室
電話：03-3581-3351 FAX：03-3508-9278
担当：田口（内線6654）、友野（内線7412）